

Z—70—D

法人税法 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまで、試験問題の内容は絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
9. 問題文に指示しているものを除き、令和2年4月3日現在の施行法令等によって出題されています。
10. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
11. この問題のページ数は、「D 1～D 8」です。
12. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔第一問〕 — 50 点 —

問 1 次の事例について、次の(1)から(4)までの間に答えなさい。

(注) 所得税の源泉徴収に関する取扱いについては、触れる必要はない。

株式会社 A (3 月末決算の内国法人。以下「A 社」という。)は株式の消却を行うため、株主総会において自己株式の取得の決議を行い、令和 2 年 7 月 1 日に発行済株式 10 万株のうち 2 %相当分を保有する株式会社 B (3 月末決算の内国法人。以下「B 社」という。)から、保有株式 2,000 株を買取り、その対価として 2,500 万円を支払った。

〔A 社株式の取引時における事実関係〕

- 1 A 社が自己株式を取得する直前の A 社の資本金等の額は 10 億円(1 株当たり 10,000 円)。
- 2 A 社は普通株式のみを発行しており、種類株式の発行はない。
- 3 取引時の A 社株式の適正な時価は 2,500 万円(1 株当たり 12,500 円)。
- 4 B 社が 5 年前から保有する A 社株式 2,000 株の譲渡直前の帳簿価額は 1,800 万円。

- (1) A 社が行った自己株式の取得について、税務上の処理はどのようになるか。その法的な理由・考え方を、仕訳を示しながら簡潔に答えなさい。
- (2) A 社が自己株式を取得するに当たって、金融商品取引所の開設する市場で株式を購入した場合、B 社から購入した場合と比べて税務上の処理がどのような点で異なるか答えなさい。
- (3) B 社が行った A 社株式の譲渡について、税務上の処理はどのようになるか。その法的な理由・考え方を、仕訳を示しながら簡潔に答えなさい。
- (4) 仮に、対価の支払額 2,500 万円が、取引時の A 社株式の適正な時価と比較して著しく低い場合には、A 社及び B 社の税務上の処理はどのようになるか、(1)又は(3)で答えた内容と異なる部分について、その法的な理由・考え方を簡潔に答えなさい。なお、異なる部分がない場合には、その旨を(4)A 社欄及び(4)B 社欄に記載しなさい。

(注) 解答は、必ず、指定された枠内に記入すること。枠外に書かれたものは採点の対象にしない。なお、解答欄は書き損じ等も考慮して十分にスペースを設けている。

問 2 内国法人における法人税の納税義務者及び課税標準について、次の(1)から(3)までの間に答えなさい。

(注) 連結納税制度、法人課税信託、退職年金等積立金の課税に関する規定については、触れる必要はない。

- (1) 法人税の納税義務者の区分を(1)①欄に、その課税所得の範囲を(1)②欄に簡潔に答えなさい。
- (2) 法人税の収益事業の意義について簡潔に答えなさい。
- (3) 次の①及び②に係る法人税の課税所得の範囲を、必要な前提を付した上で、(3)①欄及び(3)②欄にそれぞれ簡潔に答えなさい。
 - ① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する「一般社団法人」
 - ② 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定する「公益社団法人」

〔第二問〕 — 50 点 —

問 I

当社は、期末資本金 10,000,000 円(株主はすべて個人で、資本金等の額も 10,000,000 円である。)の家具をはじめとする木工製造を営む 3 月末決算の内国法人であり、設立以来每期継続して青色申告書を提出している。当期(令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日)は、令和 2 年 11 月 10 日に発生した豪雨被害により、工場の一部に損害が発生し、その復旧に人的・経済的コストを要した事業年度であった。そのような当社の当期の法人税の課税関係につき、以下の問に答えなさい。なお、下記資料に掲載された以外の事項については一切考慮する必要はない。

問 1 【資料 1】に基づき、当期における税務上調整すべき金額を計算しなさい。なお、解答は、税務上調整すべき金額(加算・減算の別及び留保・流出の別)及びその計算過程を記載しなさい。

【資料 1】 役員給与に関する事項

(1) 月額給与に関する事項

(単位：円)

氏名	役職名	定時株主総会において決議された各職務執行期間の給与月額(注 1)		期間中の支給状況
		令和 2 年 4 月～ 令和 2 年 5 月	令和 2 年 6 月～ 令和 3 年 3 月	
A	代表取締役	700,000	700,000	決議どおりに支給。
B	専務取締役	550,000	600,000	(注 2)
C	取締役	500,000	550,000	(注 3)
D	監査役	250,000	150,000	決議どおりに支給。

(注 1) 「令和 2 年 4 月～令和 2 年 5 月」分の決議は令和元年 5 月 22 日、「令和 2 年 6 月～令和 3 年 3 月」分の決議は令和 2 年 5 月 22 日に行われ、いずれも適正に改定されている。なお、役員には使用人兼務役員に該当する者はなく、各役員の給与の額について不相当に高額な部分はない。

(注 2) 令和 2 年 11 月の豪雨時の現場指揮対応の不十分さから、令和 2 年 11 月分から令和 3 年 3 月分までの 5 ヶ月間の給与について 600,000 円の予定を、500,000 円に減額して支給したものであり、当該改定は業績悪化改定事由には該当しない。

(注 3) 令和 2 年 12 月分から令和 3 年 3 月分までの 4 ヶ月間の給与について、550,000 円の予定を 600,000 円に増額して支給した。この増額支給の改定事由は臨時改定事由には該当しない。

(2) 事前確定届出給与に関する事項

(単位：円)

氏名	令和元年6月3日に届出した 支給時期及び届出額(注4)		令和2年6月3日に届出した 支給時期及び届出額(注4)		当期までの各支給 時期の支給状況
	令和元年 12月10日	令和2年 5月10日	令和2年 12月10日	令和3年 5月10日	
A	1,000,000	1,500,000	1,100,000	1,500,000	(注5)
B	800,000	800,000	800,000	800,000	届出どおりに支給。
C	600,000	700,000	700,000	750,000	
D	500,000	0	500,000	0	(注6)

(注4) 令和元年6月3日及び令和2年6月3日の届出の内容については、いずれも同年の定時株主総会にて決議が行われ、納税地の税務署長へ適正に届出が行われている。なお、職務執行期間は定時株主総会の翌日から1年間である。

(注5) Aに対する令和元年12月10日の支給は経営成績の好調さから、届出した金額に500,000円増額した1,500,000円が支給されているが、この増額支給は臨時改定事由には該当せず、税務署長に対する変更届出も行っていない。

令和2年5月10日の支給と令和2年12月10日の支給は届出どおりに行われている。

(注6) Dに対する令和2年12月10日の支給は500,000円の予定であったが、担当者の失念により支給が行われず、決算修正にて未払金として損金経理し、令和3年5月22日の定時株主総会の直後に支給している。なお、令和元年6月3日に届出した事前確定届出給与の支給は届出どおりに行われている。

問2 【資料2】に基づき、当期における税務上調整すべき金額を計算しなさい。なお、解答は、税務上調整すべき金額(加算・減算の別及び留保・流出の別)及びその計算過程を記載することとし、処理方法が複数ある場合には、納税者が有利となる方法を用いなさい。

【資料2】 豪雨被害に関する事項

(1) 令和2年11月10日の豪雨被害により、当社工場内の一部の減価償却資産が使用不能の状態に至ったため被災資産を除却した。また、保険会社から同年11月30日に被災資産に係る保険金を受け取った。被災資産及び受取保険金の内訳は次のとおりである。

(単位：円)

被災資産	受取保険金	被災直前の簿価	備考
工場建物E	30,000,000	25,000,000	過年度償却超過額350,000円がある。
機械F	20,000,000	1,000,000	家具製造用機械
器具備品G	500,000	300,000	応接セット
合計	50,500,000	—	

(2) 固定資産の滅失により支出した経費は次のとおりであり、当期の損失に計上している。

イ	工場建物Eの取壊費	2,000,000円	
ロ	機械Fの除却費	1,000,000円	
ハ	器具備品Gの除却費	50,000円	
ニ	豪雨被災の後片付け費	1,500,000円	※工場建物E、機械F、器具備品Gの全 ての後片付けに係る費用である。
ホ	被災した従業員への見舞金	100,000円	

(3) 受取保険金を原資として、令和2年12月20日に取得した代替資産は次のとおりである。

(単位：円)

資 産	取得価額	当期償却費	圧縮損	事業供用年月	法定耐用年数	備 考
事務所建物H	25,000,000	250,000	1,500,000	令和3年1月	24年	(注1)
機械I	8,000,000	0	8,000,000	令和3年2月	11年	(注2)
器具備品J	1,000,000	40,000	200,000	令和3年1月	8年	(注3)

(注1) 新工場は賃貸契約により確保し、保険金を利用して事務所建物Hを取得した。

(注2) 家具製造用機械。中古(3年使用されたもの)を購入したものであるが、減価償却資産の耐用年数等に関する省令による使用可能期間は9年と見積もられる。

(注3) 新品の陳列棚を取得した。

(4) 当社は、減価償却費の償却方法について選定の届出を行っていない。なお、平成24年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の償却率等は次のとおりである。

耐用年数	定額法償却率	定率法償却率	改定償却率	保証率
8年	0.125	0.250	0.334	0.07909
9年	0.112	0.222	0.250	0.07126
11年	0.091	0.182	0.200	0.05992
24年	0.042	0.083	0.084	0.02969

問3 【資料3】に基づき、当期における税務上調整すべき金額を計算しなさい。なお、解答は、税務上調整すべき金額(加算・減算の別及び留保・流出の別)及びその計算過程を記載することとし、処理方法が複数ある場合には、納税者が有利となる方法を用いなさい。

【資料3】 受取配当等に関する事項

(1) 当期中に収受した配当等の額は次のとおりである。

銘柄	配当等の額	備考
K株	1,000,000円	保有割合は45%。
L株	無配当	保有割合は35%。
M株	50,000円	保有割合は15%。
N出資 出資分量配当金 事業分量配当金	60,000円 250,000円	保有割合は3%。
O証券投資信託	300,000円	特定株式投資信託に該当しない。

(注) 配当金に係る基準日は、それぞれの配当等の計算期間の末日であり、いずれの株式等も当社は数年前から継続して保有している。

(2) 当期における利子や割引料等の額は次のとおりである。

イ 借入金の利子	200,000円
ロ 手形売却損	60,000円
ハ 売上割引	240,000円

(3) 前期末及び当期末における貸借対照表の資産の部に計上されている総資産の帳簿価額等は次のとおりである。(前期末と当期末においてK～Oの株式等の保有数と帳簿価額に異動はない。)

(単位：円)

資産の部	前期末	当期末
K株	10,000,000	10,000,000
L株	3,000,000	3,000,000
M株	5,000,000	5,000,000
N出資	1,000,000	1,000,000
O証券投資信託	5,000,000	5,000,000
その他の資産	514,250,000	554,520,000
総資産額	538,250,000	578,520,000

(注) 貸倒引当金が、前期末1,000,000円(繰入限度額900,000円)、当期末1,500,000円(繰入限度額1,200,000円)、貸借対照表の注記事項として表示されている。

(4) 過去における控除負債利子の状況は次のとおりである。

(単位：円)

事業年度	支払利子総額	控除すべき負債利子
平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	300,000	11,000
平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日	290,000	9,200

問 4 【資料 4】に基づき、当期における法人税額から控除される所得税額を計算しなさい。なお、解答は、法人税額から控除される所得税額及びその計算過程を記載することとし、処理方法が複数ある場合には、納税者が有利となる方法を選択しなさい。

【資料 4】 所得税額の控除に関する事項

銘柄等	区 分	計算期間	源泉所得税額	計算期間中の増減等
P 国債	利子	令和元年 10 月 1 日～ 令和 2 年 9 月 30 日	153,150 円	期間中の増減なし。
Q 社債	利子	令和元年 10 月 1 日～ 令和 2 年 9 月 30 日	30,630 円	令和元年 12 月 10 日に全額取得し、その後増減なし。
R 株式	中間 配当	令和 2 年 1 月 1 日～ 令和 2 年 12 月 31 日	61,260 円	令和元年 9 月 11 日、10,000 株を取得。 令和 2 年 6 月 9 日、20,000 株を取得。 令和 2 年 7 月 15 日、15,000 株を譲渡。
	確定 配当	令和 2 年 1 月 1 日～ 令和 2 年 12 月 31 日	36,756 円	
S 株式	確定 配当	令和元年 8 月 11 日～ 令和 2 年 7 月 10 日	40,840 円	令和元年 12 月 15 日に取得し、その後増減なし。
T 定期 預金	預金 利子	令和元年 11 月 1 日～ 令和 2 年 10 月 31 日	2,000 円	—

(注) R 株式の中間配当の基準日は 6 月 30 日である。

問Ⅱ

当社は、期末資本金の額 120,000,000 円の工業用部品を製造する法人である。当期(令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日)の法人税の課税関係について、以下の問に答えなさい。なお、下記資料に掲載された以外の事項については一切考慮する必要はない。

問 1 【資料】に基づき、当社の当期における同族会社の判定及び特定同族会社の判定を示しなさい。

問 2 【資料】に基づき、当社の当期における課税留保金額及び課税留保金額に対する税額とそれぞれの計算過程を記載しなさい。

【資料】 同族会社の判定及び留保金課税に関する事項

(1) 当社の当期末における株主グループの状況は次のとおりである。

(単位：%)

氏名等	所有割合	備 考
U	47	本人
V 株式会社	20	被支配会社ではない。
W	12.5	U の友人
X	6	U の配偶者
Y	3.5	U の友人
その他	11	全て個人株主で所有割合は 1 % 未満である。

(2) 計算に必要な事項

(単位：円)

項 目	金 額
当期の別表五(一) I の期首現在利益積立金額の差引合計額(③)	80,000,000
令和 2 年 3 月 31 日を基準日とする剰余金の配当の額	1,200,000
令和 3 年 3 月 31 日を基準日とする剰余金の配当の額	3,600,000
給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除の額	731,960
地方法人税の税額	916,288

(3) 当期の別表四「差引計」までの記載は次のとおりであり、適正に処理されている。

(単位：円)

区 分		総 額
当期純利益		60,000,000
加 算	損金計上納税充当金	2,000,000
	損金計上罰料金	30,000
	交際費等の損金不算入額	2,300,000
	役員給与の損金不算入額	1,200,000
	未払寄附金否認	1,000,000
小 計		6,530,000
減 算	納税充当金支出事業税等	710,000
	受取配当等の益金不算入額	3,600,000
	所得税等の還付金額	210,000
小 計		4,520,000
仮 計		62,010,000
寄附金の損金不算入額		740,000
法人税額控除所得税額		250,000
合 計		63,000,000
差引計		63,000,000

(4) 欠損金等の当期控除額

当社は設立より欠損金が生じたことはなかったが、前期(平成31年4月1日～令和2年3月31日)に初めて土地売却による譲渡損失を主たる原因とする青色欠損金45,000,000円を計上し、前期の申告において適正に繰越処理を行っている。設立時より青色申告書の提出の承認を受けており、当期においても青色申告書により申告する。